Enjoy Nishinoshima!

西ノ島町観光協会

2020年版「西ノ島カレンダー」の販売について

西ノ島町の自然景観を写真におさめたカレンダーが完成しました。
ご家族や親せき、お友達などへお送りする等にご活用ください。
販売価格：1部880円（税込）　大きさ：A4冊子タイプ（広げるとA3）
≪販売窓口≫
・さくらや　・安藤本店　・Yショップにしのしま
・コミュニティ図書館いかあ屋　・西ノ島町観光協会

今年２度目の豪華客船「ぱしふぃっくびいなす」寄港！

１１月８日（金）、浦郷港に豪華客船「ぱしふぃっくびいなす」（総トン数：26,518 t、全長 183 m、全幅 25 m）が寄港しました。同船の寄港は今年２度目で、今回の乗客数は約 340 名でした。

この日は風が少し強くて肌寒かったのですが、晴天に恵まれて視界は澄んでいたので、乗客の方に西ノ島の絶景を楽しんでいただきました。また、お抹茶やイワシの味醂干しのふるまい、各種出店などもあり、よりご満足いただけたのではないかと思います！

下の表は来年度の豪華客船の寄港予定です。豪華客船が寄港した際には、みなさんで歓迎しましょう！

2020 年に寄港する豪華客船（予定）

船　名	国　籍	寄　港　日
カレドニアンスカイ	イギリス	４月２５日・５月１日・６月２６日
にっぽん丸	日本	６月１日
ぱしふぃっくびいなす	日本	７月３１日・９月２０日
飛鳥Ⅱ	日本	１０月９日

わがとこ情報局 No.11

第 11 回目となりました、わがとこ情報局。このコーナーでは、まちのみなさんからの情報をご紹介します。
今月は、「隠岐島前ジュニア」からの情報をお届けします。

１０月２７日（日）、中四国少年少女レスリング選手権大会（東広島市）に出場し、１１月１０日（日）には、島根県レスリング選手権大会（松江市）に出場しました。

試合をした選手は緊張する場面もありましたが、普段の練習の成果が発揮できる良い大会となりました。

隠岐島前ジュニア　より

☆ 結　果 ☆

○中四国レスリング選手権大会

＜小学５・６年 女子の部 39kg 級＞
松本　香乃・・・【 優　勝 】

＜小学５・６年 男子の部 55kg 級＞
松本　晃成・・・【 準 優 勝 】

○島根県レスリング選手権大会

＜幼年クラス 軽量級＞
島津　心歌・・・【 準 優 勝 】

＜幼年クラス 重量級＞
杉山　大河・・・【 ３　位 】

＜小学１・２年クラス 軽量級＞
島津　心春・・・【 準 優 勝 】

奥本　翔　・・・【 ３　位 】

＜小学１・２年クラス 中量級＞
山根　賢吾・・・【 優　勝 】

＜小学３・４年クラス 中量級＞
山根　一夏・・・【 ３　位 】

＜小学５・６年クラス 重量級＞
木下　祐　・・・【 優　勝 】

松本　晃成・・・【 準 優 勝 】

くらしの法律相談 第３回 ～ 隠岐ひまわり便り ～

「遺産分割ってどうするの？」

隠岐ひまわり基金法律事務所の弁護士の橋爪 愛来（はしづめ あき）と申します。

くらしの法律相談第３回は、遺産分割に関するご相談です。みなさんは、ご親族が亡くなられて相続が開始しても、遺産分割をしないまま放置していませんか？今回は、遺産分割の方法や事前にどのような準備をしておくことが必要なのかについて、Ｑ＆Ａ方式で簡単にご説明したいと思います。

ご　相　談

先日、父親が亡くなりました。家族は、母親と私と弟ですが、遺産分割の際にはどのようなことを決めなければならないでしょうか。

ア ド バ イ ス

遺産分割においては、**まず、誰がお父様の相続人なのかを確定させなければなりません。**今回のように親の相続の場合にはあまり問題無く、相続人はお母様とご相談者様と弟様です。しかし、例えば曾祖父の遺産を相続するという場合には、相続人も増え、相続人を確定すること自体や、確定はできたが連絡先を調べるのが大変というケースも多いです。

次に、お父様の遺産の範囲を確定させることが必要です。お母様がお父様の財産を把握していたり、お父様が通帳、株式や保険の証書などをまとめて保管しておいてもらえたりしていれば簡単ですが、そうでない場合などは各金融機関に問い合わせなければならないので、なかなか労力のかかる作業になります。郵便物等が遺産の発見につながることも多いので、ご実家に届く郵便の確認も必要となります。不動産については、固定資産税の書類を見れば把握できます。**やはり、生前に財産や相続についてご家族でお話する機会を作るのが良いと思います。**

なお、相続人の中で、お父様の財産について貢献したという主張（法律的には「寄与分」といいます。）や、相続人の一人がお父様の生前に特別に利益を得ている（例えば、生前に既に多額の贈与を受けているなど。法律的には「寄与分」といいます。）という主張が出てくると、この寄与分や特別受益の話を相続人の間で話し合う必要がでてきます。実は、弁護士が遺産分割調停などでかかわるケースはこの寄与分や特別受益の話合いがもつれた場合が多いです。

【お問い合わせ先】

島前法律相談センター（西ノ島町）

・開催日時　毎月第２火曜日　１４時～１６時３０分
・開催場所　西ノ島町黒木公民館　図書室
※ご予約は、島根県弁護士会（電話：０８５２－２１－３４５０）へご連絡ください。

２回目まで
相談料無料です！

隠岐ひまわり基金法律事務所（弁護士　橋爪 愛来）

・業務時間　平日　９時３０分～１８時
・電　　話　０８５１２－３－１８７７
※電話相談無料（初回１０分程度に限り）